

【フランス】 偽造防止法の制定

* 世界的に、知的財産の偽造とその偽造品の流通が問題になっている。EU は、この問題に対し、これまでさまざまな対抗策を打ち出してきたが、フランスも、2004 年の EU 指令に沿った、偽造防止法を制定し、知的財産の保護に本格的に乗り出している。

立法の背景

OECD の 2007 年の調査（注 1）によると、偽造品による世界的な損害額は、約 1650 億ユーロ（約 26 兆 4000 億円）に達する。また、欧州委員会によれば、偽造品の流通は、2004 年から 2006 年にかけて 142.7%の伸びを示しており、2006 年には EU 域内の税関で 2 億 5000 万点もの偽造品が押収されている。

深刻な状況は、フランス国内でも同様である。世界的に著名なブランドを持つフランス企業は、偽造品により、年間 60 億ユーロ（約 9600 億円）を損失しており、このことに相関して、フランス政府のブランド品による税収入も減少している。

こうしたことを背景として、EU は、知的財産権の尊重に関する 2004 年 4 月 29 日の指令（2004/48/EC）を制定した。これは、EU 域内での知的財産権侵害行為に対抗するために作成された、欧州委員会による 1998 年発行のグリーンペーパーの到達点である。フランスは、2007 年、上記 EU 指令を国内法化した法律を制定した。すなわち、それが「偽造防止に関する 2007 年 10 月 29 日の法律第 2007-1544 号」（以下「偽造防止法」という。）（注 2）である。

偽造防止法の全体像

偽造防止法は、全 46 条から成る大部なものであり、主として、知的財産法典を改正する形を採っている。また、EU 指令をそのまま国内に移植したものではなく、フランスの文脈に応じて、EU 指令にはない、新たな条項が付け加えられている。

偽造防止法は、2 つの部分に分けることができる。第 1 に、知的財産保護の領域を拡大し、その保護の対象となる知的財産を列挙している。列挙されているものとして、絵画、彫塑、特許、半導体技術、品種改良、商標等がある。これらを法的に定義し、知的財産法典の中に位置づけるととともに、当該知的財産の侵害とは何かについて明確化している。第 2 に、知的財産の偽造防止のためのさまざまな法的対応策を掲げている。偽造防止法全体を見ると、第 1 の側面に多くの条文が割かれているが、我が国の今後の法制度の検討にとって重要であるのは、第 2 の側面であると考えられるので、本稿では、この側面を中心に以下で紹介する。

偽造防止のための 3 つの対策

偽造防止法は、偽造防止のための 3 つの法的措置を明記している。

① 偽造品差押え手続きの迅速化

偽造防止法は、偽造品の差押えを行う場合として以下の 2 つのケースを想定している。第 1 に、偽造品を発見した際に、それを裁判の証拠として取っておくために、緊急に差押えをするケースである。第 2 に、偽造品が商業ルートに出回っている際に、その偽造品を商業ルートから排除するために、大規模に差押えをするケースである。こうした差押え命令が、裁判官の裁量に任されることになり、即座に、かつ、効果的に実施されることが可能となった。

② 偽造情報の把握とデータベース化

偽造防止法は、偽造活動やその偽造品の商業ルートを可能な限り詳細に把握するため、司法当局が、上記のデータベースを構築し、管理することを可能にしている。特に、偽造品を保持していた者から、当該偽造物の量、価格、偽造物の元の所有者、あるいは送付先等の情報を入手し、それをデータとして保有し、偽造品の生産・流通経路を蓄積し、犯罪防止につなげる。

③ 偽造による損害の補償

偽造防止法は、偽造品によって損害を被った者が、その損害額を下回らない額を見積もり、その見積額を請求する権利を有することを明記している。例えば、あるブランドを扱う会社が、偽造品によって損害を受けた場合、損害額を見積もり、それを加害者に対し、請求できる権利を有することになる。同時に、人体や動物の安全や健康に脅威を与える偽造品に対しては、厳しい制裁が加えられることが明記された。

我が国の偽造品による被害

上記のような偽造品による被害は、我が国にとって対岸の火事ではない。特許庁による調査（注 3）によれば、2006 年度の模倣被害を受けた企業数は 856 社にのぼり、アンケートに答えた会社全体に占める、被害を受けた会社の割合は、23.0%であった。また、中国・韓国・台湾等での模倣被害が深刻なものとなっている。こうした状況下にある我が国の知的財産保護のための立法活動にとって、フランス及び EU の取組みは参考になる点が多いように思われる。

注(インターネット情報はすべて 2008 年 4 月 18 日現在である。)

(1) OECD による調査及びフランスでの偽造品による損害額については、偽造防止法が国民議会(下院)委員会で審議された際に提出された報告書を参照した。Assemblée nationale Rapport n° 178 déposé le 26 septembre 2007 par M. Philippe Gosselin, pp.15-17.

(2) Loi n° 2007-1544 du 29 octobre 2007 de lutte contre la contrefaçon

(3) 「2007 年度 模倣被害調査報告書」特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/puresu/puresu_jittai_2007.htm>

なお、「模倣被害」とは、知的財産権を侵害した製品・サービスが、製造・販売されることで権利者の権益を損なう被害であると定義されているので、この点で、偽造防止法が言う、偽造品の被害に合致するものと考えられる。
(鈴木 尊紘・海外立法情報課)